

# 介護保険料の減免制度

岡崎市では介護保険料の減免制度を設けております。下の表に該当する場合は、介護保険料の減免の対象となります。

減免対象者	減免要件	減免申請の際に必要なもの
被災者	震災、風災害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財について著しい損害を受け、第1号被保険者の前年合計所得金額が750万円以下のかた	り災害証明書 火災証明書 保険による補てん額が分かるもの 印かん（認印）
所得減少者	世帯の生計中心者が死亡し、生計中心者の前年所得金額が500万円以下で、かつ、生計中心者の当該年所得金額が前年所得金額の10分の7以下に減少すると認められるかた、及び、同一世帯のかた	当該年度の収入明細書 印かん（認印）
	世帯の生計中心者が『心身に重大な障がいを受けた』『長期入院した』『事業又は業務が休業した』『事業における著しい損失があった』、又は『失業した』等の理由で、生計中心者の前年所得金額が500万円以下で、かつ、当該年所得金額が前年所得金額の10分の7以下に減少すると認められるかた、及び、同一世帯のかた	当該年度の収入明細書 事実が証明できる書類等 印かん（認印）
	干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等の理由で、生計中心者の前年所得金額が500万円以下で、かつ、当該年所得金額が前年所得金額の10分の7以下に減少すると認められるかた、及び、同一世帯のかた	干ばつ等が証明できる書類等 印かん（認印）
給付制限者	刑事施設等に拘禁され、介護保険の給付を受けることができないかた	拘禁証明書 印かん（認印）

介護保険料の減免を受けるには、減免申請書を提出していただく必要があります。  
ご不明な点は、下記までお問合せください。

問合せ先

岡崎市役所長寿課介護保険料班

電話 23 - 6647・23 - 6677

（平成22年11月現在）